自動販売機の設置に関する契約書

公立大学法人横浜市立大学(以下、「甲」という。)と〇〇〇(設置事業者名)(以下、「乙」という。)は、自動販売機(以下、「自販機」という。)の設置について、次の条項により契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、甲が管理する施設内に乙が乙の所有する自販機を設置することを承諾する。

(設置場所および数量)

第2条 乙が設置する自販機の設置場所及び数量は、別紙「設置物リスト」に記載するとおりとする。

(契約期間)

- 第3条 契約期間は別紙「設置物リスト」に記載するとおりとする。
- 2 乙は、前項の契約期間を更新しようとする場合には、契約期間の満了3か月前までに、書面により 甲に申し出るものとする。設置期間の更新を希望しない場合にも、契約期間の満了3か月前までに、 書面により甲に申し出るものとする。
- 3 甲は、契約期間を更新しない場合には、契約期間の満了3か月前までに、書面により乙に通知する ものとする。
- 4 自販機を設置した場所を甲が使用する必要が生じたときは、甲は、契約期間中でも本契約を解除または変更できるものとする。但し、甲は、明渡日又は変更日の3か月前までに乙に通知するものとする。

(設置機器)

- 第4条 乙は、次の各号に対応した自販機を設置するものとする。
 - (1) 機器の本体に、管理するものの会社名または管理者名、及び連絡先を表示すること。
 - (2) 乙は、甲の省エネルギー化に向けた取組に協力するため、自販機の設置にあたっては、機材の省エネルギー機能を最大限発揮できるように調整する他、エネルギー消費効率の良い機器を設置するものとする。
 - (3) 機器の設置にあたっては、あらかじめ書面により機器の詳細を甲に報告し、甲の承諾を得るものとする。機器の交換又は更新についても同じとする。
- 2 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び各種手続き・届出等は、乙が行うものとし、これ に係わる経費は全て乙が負担するものとする。

(使用料)

- 第5条 乙は、別紙「設置物リスト」の記載に従い、甲に使用料を支払うものとする。
- 2 乙は、甲が発行する請求書により、甲が指定する期日までに、使用料を別紙「設置物リスト」に指定する銀行口座宛てに振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- 3 一旦納入された使用料は、乙の都合により設置を取りやめた場合及び、乙の責めによる事由により 甲が契約を変更又は解除した場合には返還しないものとする。但し、甲の都合により契約を変更又は 解除した場合は、将来に向かって使用料の全部または一部を返還することができるものとする。

(光熱水費)

第6条 乙は、自販機の設置に附帯する光熱水費を別紙「設置物リスト」の記載に従い支払うものとする。

- 2 乙は、前項に定める光熱水費について、甲の発行する請求書により、別紙「設置物リスト」に指定する銀行口座宛てに振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- 3 乙は、設置する自販機毎に、電気等の使用量を計測するメーターを設置し、毎月5日前後までに、 前月のメーターの数値を甲に連絡するものとする。

(延滞金)

第7条 乙は、第5条、第6条に係わる支払いが、支払期日までに行われなかったときは、その支払期日の翌日から納入するまでの日数に応じて年率 14.6%の割合で計算した金額を、延滞金として加算して甲に支払わなければならない。この場合の計算は、年365日とする。

(使用上の制限等)

- 第8条 乙は、設置した自販機について、常に善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。また、第三者から汚損又は損壊を受けている場合、若しくはその恐れがある場合は、その防止に努めるものとする。
- 2 乙は、設置した自販機の維持管理について、甲および第三者に対して責任を負い、故障及び苦情に 関して適切に対応するものとする。
- 3 乙は、設置した自販機を別紙「設置物リスト」に指定した目的以外に供してはならない。
- 4 乙は、設置した自販機について、改造、改装、交換、その他の行為をしようとするとき、または使用目的を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって甲に申請し、甲の承認を受けなければならない。

(転貸等の禁止)

第9条 乙は、甲の承諾を得ないで、本契約による設置の許可を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、または使用目的を変更してはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託することを許可する。その場合、第三者の委託した業務に伴う行為について、設置事業者が本学に対してすべての責任を負うこととする。また、設置事業者は、第三者が本学との契約を順守するために必要な事項について、第三者と約定すること。

(契約の解除)

- 第10条 次の各号の一に該当するときは、催告なくして本契約を解除または変更をすることができるものとする。
 - (1) 乙が本契約(特約条項を含む)に違反したとき
 - (2) 乙が使用料、光熱水費、その他負担経費の支払いを3か月分以上遅滞したとき
 - (3) 乙が業務を適正に処理できないと甲が認めたとき
 - (4) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められるとき
- 2 前項により契約が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

(原状回復)

- 第11条 契約期間が満了したとき、または契約を解除したときは、乙は、速やかに自販機を撤去し、乙の負担により原状に回復するものとする。ただし、甲が必要ないと認めた場合は、この限りではない。
- 2 乙が原状回復の義務を履行しないときは、乙の負担において甲がこれを行うことができるものとする。この場合において、乙は何らの異議を申し立てることができないものとする。

(損害賠償)

- 第12条 乙は、販売商品(衛生管理に起因するものを含む)、自販機に帰する理由により、甲及び学生 等及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、契約期間が満了したとき、又は契約が解除されるなど終了したときは、契約が終了したとき から自販機を撤去して現状に回復するまでの期間、使用料の額(使用料を減免されている場合は、甲の基準により算定した使用料の額)の3倍に相当する金額の使用料相当損害金を支払わなければならない。
- 3 前2項に掲げる場合のほか、乙は、この契約書に定める義務を履行しないために甲に損害を与えた ときは、その損害額を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 乙は、契約期間が満了したとき、又は契約が解除されるなど終了したときは、自販機の設置に 投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用を請求しないものとする。

(実地監査等)

第14条 甲は、自販機について随時に実地調査し、資料の提出若しくは報告を求め、その他その維持使 用に関し指示することができる。

(特約条項)

第15条 甲乙は、自販機の運営等に関して、特約条項を定めるものとする。

(疑義の決定)

第16条 この契約に関し疑義のある場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。また、この契約に定めのない事項についても同様とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する

令和 年 月 日

甲 横浜市金沢区瀬戸22-2 公立大学法人横浜市立大学 理 事 長

小山内 いづ美

 乙
 住所

 会社名

 代表者職氏名

【注意】

契約内容については、設置事業者選定後、双方協議により決定することとします。

設置物リスト

(1) 設置を許可する設備等

所在		名	称	公立大学法人 横浜市立大学 金沢八景キャンパス							
地等	所 在 地 神奈川県				県 横浜市 金沢区 瀬戸22番2号						
設置を許可する場所・設備等											
	設置場所					設置する設備	目的	サイズ	電気/水道 の使用		
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
許	7										
可部分	8										
ガ	9										
	10										
	11										
	12										
	13										
	14										
	15										
	16										

※実際の設置場所ではなく、公募に際しての設置候補場所とします。

(2) 許可期間

始 期	令和 4年 4月 1日から	5 年
終期	令和 9年 3月31日まで	0 T

(3) 使用料等

使用:	料•光熱水費	支払期限	支払方法			
使用料	○○○○円/月額	本法人の指定する	振	振込先金融機関名	横浜銀行	
使用材	〇〇〇〇円/ 万領	期日まで		支店名	金沢支店	
	【電気料金】			種別	普通	
				口座番号	0000000	
光熱水費	個別メーターによる	本法人の指定する 期日まで		口座名義人		
	計量に基づく実費負担	ガ ロまく		公立大学法人 横浜市立大学 理事長 小山内 いづ美		
売上手数料	売上実績×○○% 本法人の指定する 期日まで		- 込	※ 振込手数料は、	賃借人が負担すること。	

参考

特約条項

(趣旨)

第1条 公立大学法人横浜市立大学(以下「甲」という。)と〇〇〇(事業者名)(以下「乙」という。)は、自動販売機(以下「自販機」という。)の設置・販売に関し、次の通り特約条項を定める。

(設置機器)

- 第2条 乙は、次の各号に対応した自販機を設置しなければならない。
 - (1) 機器の本体に、管理するものの会社名または管理者名、及び連絡先を表示すること。
 - (2) 省エネ法(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率の良いヒートポンプ型の自販機であること。但し、事前に、書面により報告し、甲の承諾がある場合を除く。
 - (3) 電気使用量計測のための個別メーターを設置し、管理するものとする。
 - (4) 自販機窃盗被害の発生防止のため、堅牢化基準による防犯対策等を実施し、犯罪の防止 に努めること。
 - (5) 自販機を据え付ける場合には、日本工業規格(JIS)の据え付け基準又は(社)全国清涼飲料工業会の自動販売機据え付け基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を講じること。
- 2 乙は、自販機の設置前に、あらかじめ書面により機器の詳細を報告し、甲の承諾を得るものとする。
- 3 乙が、自販機を改造、改装、交換、その他の行為をしようとするときは、あらかじめ書面を もって甲に申請し、甲の承認を受けなければならない。

(商品の構成・種類等)

- 第3条 乙は、自販機により販売する商品の構成等について、次の各号に定める内容に留意しなければならない。
 - (1) 販売商品は、別紙「設置物リスト」に指定した目的の商品とし、目的以外の商品を販売に供してはならない。
 - (2) 販売商品は、あらかじめ書面により甲に報告し、甲の承諾を得るものとする。販売商品 を変更する場合も同様とする。
 - (3) 販売商品には「はまっ子どうし」を必ず収容する。その他の商品は、甲の運営上相応しい商品を構成することとする。なお、販売開始後に甲から商品の変更等についての要望があった場合は、協議の上、対応するよう努めることとする。
 - (4) 原則として、商品の容器は、缶びん、ペットボトル、及び紙パックとする。

- 2 乙は、取扱商品の安全衛生管理を徹底し、事故防止に努めなければならない。
- 3 乙は、契約期間中に自販機の一部または全部で販売を中止してはならない。

(売価の変更)

- 第4条 乙は、販売価格の設定に関して、あらかじめ書面により甲に申し出るものとし、甲と協議の上で設定するものとする。
- 2 販売価格を変更する場合も、前項と同様とする。

(災害発生時)

第5条 甲のキャンパス所在地(横浜市金沢区)において災害が発生し、公立大学法人横浜市立 大学災害対策本部が設置され、甲が飲料の提供を必要と判断した場合には、乙が所有する自販 機内の飲料を無償で提供することとする。

(商品補充・廃棄物回収等のメンテナンス)

- 第6条 商品の補充・廃棄物の回収・釣銭の補充・機械メンテナンス等は、全て乙がその費用に より行うものとする。
- 2 乙は、商品が品切れしていない状態を常時保持するように努めなければならない。
- 3 乙は、専用ゴミ箱を設置し、ごみの分別回収を徹底しなければならない。専用ゴミ箱からの容器の回収と処理は、乙の責任においてこれを行う。処理に当たっては、法律又は条例の規定に基づき、適切なリサイクルに結びつけ得る業者に委託するものとし、設置事業者が設置した自販機において販売した商品以外の廃遺物が混入していた場合にも同様に処理するものとする。なお、回収頻度についても、専用ゴミ箱から容器が溢れないよう十分に配慮するとともに、周辺環境の美化に努めることとする。(回収容器周辺に廃棄物があふれていた場合には原則としてそれらも回収すること)
- 4 乙は、当該メンテナンス等の実施にあたって、甲の業務に支障を与えないようにしなければ ならない。

(売上手数料)

- 第7条 乙は、売上金の一部を売上手数料として甲に納めるものとする。
- 2 乙は、毎月の売上数を、当該月の翌月5日前後までに甲が指定する書式により報告するものとする。
- 3 乙は、毎月の売上の総額に○○○○(売上手数料率)を乗じて得られる売上手数料を、甲の発行する請求書により指定期日までに納めなければならない。なお、振込手数料は乙の負担とする。

(利用者サービス向上)

- 第8条 甲は、利用者サービスの向上を目的として、自販機の運営について提案を行う事が出来 るものとし、乙は、甲と協議の上で対応するよう努めるものとする。
- 2 乙は、利用者サービスの向上につながる具体的な提案を積極的に行い、甲と協議するものとする。

【注意】

特約条項の内容については、設置事業者選定後、双方の協議により決定することとします。